

教育資金の融資をお申し込みの皆様へ

茅ヶ崎市では、勤労者のみなさまの教育費の負担を軽減するため、教育ローンに係る利子の一部を助成する、「勤労者等教育資金利子補給金制度」を実施しています。（詳細はチラシをご参照ください。）

申請は、約定利子を支払った翌年の1月から2月末日までに行っていただくことになります。

申請時期が近づきましたら、市からご案内をお送りいたします。必要事項をご記入の上、FAX または茅ヶ崎市の公式ホームページ内の入力フォームで「教育資金利子補給申請書 送付依頼書」をお送りいただきますよう、お願いいたします。

ご注意！・補給対象者及び補給金額については、チラシをご確認ください。

・ご不明な点がある方は、茅ヶ崎市役所 産業観光課までお問い合わせください。

教育資金利子補給申請書 送付依頼書

教育ローン申込者氏名	
住 所	茅ヶ崎市
電 話 番 号	
対 象 者 区 分	勤労者 ・ 自営業者（従業員5人以下） ※この制度の対象者は、このどちらかの方のみとなります。
ローンの対象となる子の就学先及び期間	高校 高等専門学校 短期大学 大学 専修学校 その他（ 年 月 入学 ～ 年 月 卒業予定
借入先金融機関及び支店名	銀行 信用金庫 労働金庫 協同組合 支店 営業部
借 入 年 月	年 月
返 済 開 始 年 月	年 月

担当・送付先：茅ヶ崎市 経済部 産業観光課

電話：0467-82-1111（代表）内線 2393

0467-81-7144（直通）

FAX：0467-57-8377

HP：<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/roudou/1048064/1048067.html>

